全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2021 年 8 月 1 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■　緊急相談会実施中！　※感染防止のため事前予約をお願いします。

中小法人等３０万円、個人事業者１５万円を上限に支援金給付

鹿児島県事業継続一時支援金

県による飲食店への営業時間の短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、売上高が大きく減少している県内の中小企業、個人事業主等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付し、事業者の事業継続を図ります。

申請期間　令和３年 **7月26日(月)～9月7日(火)**
※当日消印有効

●給付額

前年又は前々年の対象期間の収入額 － 対象月㊟の収入額 × 2か月

㊟対象期間のうち、事業収入が前年又は前々年同月比 50%以上減少した月

※上限額：中小法人等 30 万円、個人事業者 15 万円

●対象者

① **個人事業者**／鹿児島県内に主たる事業所を有する又は納税地を鹿児島県内としている者。
中小法人等／鹿児島県内に本店又は主たる事務所（いずれも登記簿上の記載）を有する者。

② 対象期間（令和３年５月～６月）において、県による飲食店への営業時間短縮要請や県外との往来自粛要請等に伴い、前年又は前々年同月比で事業収入が 50%以上減少した月があること。

③ 令和３年４月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思があること。

● 平成 31 年１月から令和３年４月までの間に開業した事業者等を対象とする給付額の算定に関する特例を設けています。詳しくは、申請要領をご確認ください。

裏面へ続く

■役場が間違っていた！！ふるさと納税の答え合わせは必ずやりましょう。

ふるさと納税の申告をされた方は、所得税の還付額と住民税の控除額を合計した額がふるさと納税した金額と合致しているか確認してみてください。民商会員で間違いがあり役場に指摘しました。事務局へお問い合わせする場合は、住民税の納税通知書をご準備ください

■補助金を活用しましょう　申請、問合せが増えています！

事業継続（販路開拓、製品開発、新規事業等々）、感染防止対策などのための各種補助金制度の活用が増えています。民商でも既に申請実績があり、準備中が 2 件あります。くらしと営業を守るためにも、どんどんチャレンジしていきましょう。詳細は事務局までお問い合わせください。

（主な補助金制度）

・（国）小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）

補助上限額：１００万円（補助率３／４）

・（国）事業再構築促進事業

補助上限額：１００万円～１億円（補助率２／３or１／２他）

・（県）サービス業販売チャネル新規開拓・生産性向上支援事業

補助上限額：１５０万円（補助率３／４）

■事務局夏期休暇のお知らせ

事務局の夏期休暇は、8/13（金）～8/17（火）になります。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。